

後期高齢者医療制度のお知らせ

■問い合わせ先
市民保険課 ☎53-3115

後期高齢者医療制度の保険料が変わります

① 後期高齢者医療制度に加入している年金収入80万円以下の方

世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下、かつ世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない方

保険料均等割額（※）の軽減特例が**8割軽減**から**7割軽減**に変わります。

《均等割額》

	令和元年度	令和2年度
本来の金額 10割：54,316円 (12カ月分)	8割軽減 ↓	7割軽減 ↓
	納付額 2割：10,878円	納付額 3割：16,294円

② 同一世帯内の世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下で、①の基準に該当しない方

保険料均等割額（※）の軽減特例が**8.5割軽減**から**7.75割軽減**に変わります。

《均等割額》

	令和元年度	令和2年度
本来の金額 10割：54,316円 (12カ月分)	8.5割軽減 ↓	7.75割軽減 ↓
	納付額 1.5割：8,159円	納付額 2.25割：12,221円

※保険料均等割額：保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。

★保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

★令和2年度の保険料は7月初旬に決定し、7月中旬以降に通知する予定です。

ダムの放流にご注意ください！

雨がたくさん降ったり、台風などで川の水量が増加したときや、まだ雨が降っていなくても、今後大雨が降ることが予測される時、ダムから放流する場合があります。放流するときは警報局でサイレンを鳴らし、警報車を出してダム下流域の皆さんに注意を呼びかけます。ダム放流中は危険ですので、川に立ち入らないようお願いします。

永瀬ダム・吉野ダム・杉田ダム

◆サイレンについて

物部川にある永瀬ダム・吉野ダム・杉田ダムでは、ダムと下流の警報局（下表）より、音声放送で注意を呼びかけた後、**放流開始の約15分前**に次のとおりサイレンを鳴らします。

[サイレンの鳴り方] 1分鳴らす → 10秒休止 → 1分鳴らす

◆警報車による広報について

永瀬ダムでは、放流開始約30分前に永瀬ダムを出発し、永瀬発電所地点までの区域で放流をお知らせします。また、放流量を毎秒30㎡以上に増加させる約1時間前に永瀬ダムを出発し、杉田ダムまでの区域でお知らせします。

杉田ダムでは、放流開始約1時間前に杉田ダムを出発し、物部川沿いを河口まで往復してお知らせします。

警報車による放送内容

「〇〇ダムよりお知らせします。間もなく放流を始めます。危険ですので川から出てください」内容は、ダムによって少し異なりますがほとんど同じ内容です。

穴内川・繁藤・休場ダム

◆サイレンについて

穴内川・繁藤・休場ダムでは、ダムと下流の警報局（下表）より、サイレンを鳴らします。なお、ダム地点より下流の警報局のサイレン（下表）は、当該地点における河川水位の上昇の開始が予想される約30分前に鳴らします。

[サイレンの鳴り方] 1分鳴らす → 15秒休止 → 1分鳴らす

◆警報車による広報について

放流開始約15分前に行います。穴内川・繁藤ダムは、穴内川沿いに吉野川との合流（大豊町穴内）までの区間、休場ダムは国分川沿いに新改水位観測所（土佐山田町新改）までの区間で放流をお知らせします。

表) ダムと下流の警報局

物部川ダム下流警報局		穴内川ダム下流警報局		休場ダム下流警報局	
永瀬ダム	2カ所	穴内川ダム	18カ所	休場ダム	9カ所
吉野ダム	1カ所	繁藤ダム	15カ所		
杉田ダム	5カ所				

物部川洪水被害発生時には避難情報が放送されます

物部川で洪水被害の発生が予想される場合や、洪水被害が発生した場合には、神母ノ木・八王子・戸板島の各警報局より避難情報を放送します。

問い合わせ先

《永瀬ダムについて》 高知県中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所 ☎58-2046
 《吉野・杉田ダムについて》 高知県公営企業局発電管理事務所 ☎52-2857
 《穴内川・繁藤・休場ダムについて》 四国電力㈱高知支店 繁藤ダム管理所 ☎57-9036